# 医療機器適正広告ガイド集

平成28年12月改訂 (一社)日本医療機器産業連合会 企業倫理委員会

# 医療機器適正広告ガイド集

## 目 次

- 1. はじめに
- 2. 医療機器適正広告ガイド
- 3. 医薬品等適正広告基準、関連通知 【別紙】
  - 医薬品等適正広告基準について(昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知、改正平成14年3月28日医薬発第0328009号)
  - 医薬品等適正広告基準について (昭和55年10月9日薬監第121号厚生省薬務局監視指導課長通知)
  - 薬事法における医薬品等の広告の該当性について (平成 10 年 9 月 29 日医薬監第 148 号厚生省医薬安全局監視指導課長通知)
  - 医療機器の広告について (平成22年8月17日薬食監麻発0817第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・ 麻薬対策課長通知)
- 4. 都道府県薬務主管部(局)相談窓口一覧 【別紙】

## 1. はじめに

医療機器の広告については、医薬品医療機器法第10章(第66条~第68条)、「医薬品等適正広告基準」等を遵守し、その内容が虚偽、誇大にわたらないよう、適正を図らなければなりません。 一方、インターネットの急速な普及等、メディア媒体の多様化により、医療機器業界においても様々なメディア媒体を利用した製品や技術紹介の広告が掲載されるようになってきています。

このような状況下、医機連企業倫理委員会では、会員企業の適正な広告プロモーション活動の支援、及び医療機器の広告に関連する法規(医薬品医療機器法、医薬品等適正広告基準等)の遵守を目的として、医療機器の広告に関するガイドが必要と考え、「医療機器適正広告ガイド集」を作成しましたので、ご参照ください。また、医機連法制委員会では、「医療機器の広告に関するQ&A」を作成しておりますので、併せてご参照ください。

なお、医療機器の広告については、各種の要件(広告の表現、全体の構成、説明の文脈、スペース、活字の大きさ、画面等の組合せ等)を総合的に判断する必要があり、個々の問題については、 事前に都道府県の薬務主管部に照会することが必要ですのでご留意ください。

# 2. 医療機器適正広告ガイド

#### 第一 目的

この適正広告ガイドは、医療機器の広告が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(平成26年11月25日施行、以下「医薬品医療機器法」という。)で定める虚偽、誇大にわたらないようにするとともに、「医薬品等適正広告基準」を遵守するためのガイドとする。

#### 第二 広告を行う者の責務

医療機器の広告を行う者は、使用者が当該医療機器を適正に使用することができるよう、正確な情報の伝達に努めなければならないものとする。

#### 第三 適正広告ガイドの内容

#### 1. 名称関係

医療機器の名称は、承認、認証(以下「承認等」という。)を受け若しくは届出をした販売名又は 一般的名称以外の名称を使用しないものとする。

#### 2. 製造方法関係

医療機器の製造方法について承認等若しくは届出に記載した製造方法と異なる表現、又はその優秀性について事実に反する認識を得させるおそれのある表現をしないものとする。

⇒ 「最高の技術」、「最も進歩した製造方法」、又は「近代科学の粋を集めた製造方法」等最大級の表現に類する表現は、その優秀性に反する認識を得させるので認められない。

#### 3. 効能効果、性能及び安全性関係

(1) 承認を要する医療機器についての効能効果等の表現の範囲

使用目的、効能効果又は性能(以下「効能効果等」という。)について表現する場合は、承認等を受け若しくは届出をした効能効果等の範囲を逸脱しないものとする。

また、承認等を受け若しくは届出をした効能効果等の一部の事項について特に強調し、ある分野に専門的に使用されるかのような誤認を与える表現はしないものとする。

#### その他の留意事項

- ① 学術研究報告を医学・薬学の専門家に配布する場合は適用しないものとする。
- ② 明示的、暗示的を問わず承認を受けた範囲を超えないものとする。
- ③ 使用目的等に承認等の規制がある場合は正確に表現する。

#### (2) 医療機器の原材料、形状、構造及び寸法等についての表現の範囲

医療機器の原材料、構成部品、形状、構造、寸法及び原理について、承認等若しくは届出の内容を逸脱あるいは虚偽の表現、不正確な表現等を用い、製品の使用目的、効能効果等あるいは安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告をしないものとする。

⇒ 承認等・届出の記載範囲内で正確に表現する。

#### (3) 操作方法又は使用方法についての表現の範囲

承認等を受け若しくは届出をした範囲とし、これらの範囲をこえた表現、不正確な表現等を用いて使用目的、効能効果等、又は安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告をしないものとする。

## (4) 効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止

医療機器の効能効果等又は安全性について、具体的な効能効果等又は安全性を摘示して、それ が確実であることを保証する表現をしないものとする。

⇒ 「安全性が高い」等の漠然とした表現はしないものとする。

#### (5) 効能効果等又は安全性について最大級の表現又はこれに類する表現の禁止

医療機器の効能効果等又は安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現はしないものとする。

⇒ 「最高の効き目」「強力な・・・」「比類なき安全性」等の表現はしないものとする。 効能効果等又は安全性について、具体的効能効果等又は安全性を挙げて、それが事実である ことを保証する表現をしないものとする。

#### (6) 効能効果の発現程度についての表現の範囲

医療機器の効能又は効果の発現程度及び速効性についての表現は、医学・薬学上認められている範囲を超えないものとする。

#### (7) 本来の効能効果等と認められない表現の禁止

医療機器の効能効果等について、本来の効能効果等とは認められない効能効果等を表現することにより、その効能効果等を誤認させるおそれのある広告は行わないものとする。また、効能効果等の二次的効果、三次的効果の表現しないものとする。

## 4. 医療機器の乱用助長を促すおそれのある広告の制限

医療機器について、承認等を受け又は届出をした使用方法を逸脱して過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告は行わないものとする。

#### 5. 医家向け医療機器等の広告の制限

- (1) 医家向け医療機器のうち、一般を対象として広告できるものは、現在のところ次に掲げるものであるが、下記以外のものについては個別に照会すること。
  - ①体温計 ②血圧計 ③コンタクトレンズ ④自動体外式除細動器(AED) ⑤補聴器 ⑥設置管理医療機器
  - ⇒ 都道府県薬務主管部(局)相談窓口一覧 参照
- (2) 医師、歯科医師、はり師等医療関係者が自ら使用し、又はこれらの者の指示によって使用する ことを目的として供給される医療機器については、医療関係者以外の一般人を対象とした広告は 行わないものとする。

#### 6. 一般向広告における効能効果についての表現の制限

医師又は歯科医師の診断若しくは治療によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、 医師又は歯科医師の診断若しくは治療によることなく治癒できるかのような表現は、医療関係者以 外の一般人を対象とする広告に使用しないものとする。

#### 7. 使用及び取扱い上の注意について医療機器の広告に付記し、又は付言すべき表現

使用及び取扱い上の注意を特に喚起する必要のある医療機器についての広告をする場合は、注意 するべき事項、又は使用及び取扱い上の注意に留意すべき旨を、付記又は付言するものとする。

#### 8. 他社製品のひぼう広告の制限

医療機器の品質、効能効果等、安全性その他について、他社の製品をひぼうするような広告は行わないものとする。

#### 9. 医療関係者等の推せん

医療関係者、病院、診療所その他医療機器の効能効果等に関し、世人の認識に相当の影響を与える公務所、学校又は団体が指定し、公認し、推薦し、指導し、又は選用している等の広告は行わないものとする。ただし、公衆衛生の維持増進のため公務所又はこれに準じるものが指定等をしている事実を広告することが必要な場合等特別の場合はこの限りではない。

#### 10. 懸賞、賞品等による広告の制限

- (1) 懸賞、賞品として医療機器を授与する旨の広告は行わないものとする。
- (2) 医療機器の容器、被包等と引換えに医療機器を授与する旨の広告は行わないものとする。

# 11. 不快、不安等の感じを与える表現の制限

不快、又は不安恐怖等の感じを与えるおそれのある表現を用いた医療機器の広告は行わないものとする。

## 12. 医療機器の品位の保持

上記の他、医療機器の本質に鑑み、著しく品位を損ない、若しくは信用を傷つけるおそれのある 広告は行わないものとする。

## 13. 関係法規の遵守

医家向けの医療機器の広告を行うに当たっては、医薬品医療機器法、広告関連通知等の法規を遵 守するものとする。

以上

#### ○医薬品等適正広告基準について

(昭和55年10月9日薬発第1339号各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知 改正 平成14年3月28日医薬発第0328009号)

医薬品等による保健衛生上の危害を防止するため、医薬品等の広告については、その内容が虚偽誇大にわたらないようにするとともに、その適正を期するため、従来薬事法及び医薬品等適正広告基準等によつて指導取締りが行われてきたところであるが、今回の薬事法改正及び最近における医薬品等の広告を巡る状況の変化に伴い、今般別紙のとおり医薬品等適正広告基準を全面的に改正したので左記の点に留意し、貴管下関係業者、団体等に対し、周知方御取り計らいのうえ、医薬品等の広告の指導について格段の御配慮を願いたい。

おつて、昭和 39 年 8 月 10 日薬発第 559 号薬務局長通知「医薬品等適正広告基準について」は廃止する。

記

- 1 この基準のうち「第 3」の「1」から「3」までは、薬事法第 66 条第 1 項の解釈について示したものであり、また「4」から「15」までは、医薬品等の本質にかんがみ、その広告の適正をはかるため、医薬品等について一般消費者の使用を誤らせ、若しくは乱用を助長させ、或いは信用を損うことがないよう遵守すべき事項を示したものである。
- 2 本基準の運用にあたつては、医薬関係者を対象とする広告と一般人を対象とする広告、医薬品広告と化粧品広告等、その広告の性格の違いを勘案し、画一的な取扱いを 避けるよう配慮するものとする。
- 3 本基準第 2「広告を行う者の責務」は、医薬品等の広告を行う者が一般的に留意すべき事項を示した規定である。
- 4 昭和55年9月30日現在許可を受けている日本薬局方収載医薬品(薬事法第14条第1項の厚生大臣の指定する医薬品を除く。)であつて、未だ薬事法第14条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)の承認を受けていない医薬品については、薬事法の一部を改正する法律(昭和54年10月法律第56号)附則第2条の規定に基づき承認を申請したものは承認を与え又は与えない旨の処分が行われるまでの間、その他のものは昭和56年9月29日までは、この基準において「承認を要しない医薬品」として取扱うものとする。

#### 別紙

#### 医薬品等適正広告基準

#### 第1(目的)

この基準は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具(以下「医薬品等」という。)の広告が虚偽、誇大にわたらないようにするとともにその適正を図ることを目的とする。

#### 第2(広告を行う者の責務)

医薬品等の広告を行う者は、使用者が当該医薬品等を適正に使用することができるよう、正確な情報の伝達に努めなければならないものとする。

#### 第 3(基準)

- 1 名称関係
- (1) 承認を要する医薬品の名称についての表現の範囲

薬事法(以下「法」という。)第 14 条の規定に基づく承認(法第 23 条において準用する場合を含む。以下「承認」という。)を要する医薬品について、承認を受けた販

売名、日本薬局方に定められた名称又は一般的名称以外の名称を使用しないものとする。

(2) 承認を要しない医薬品の名称についての表現の範囲

承認を要しない医薬品については、日本薬局方に定められた名称、一般的名称又は 販売名以外の名称を使用しないものとする。

なお、販売名はその医薬品の製造方法、効能効果及び安全性について事実に反する 認識を得させるおそれのあるものであつてはならない。

(3) 医薬部外品、化粧品及び医療用具の名称についての表現の範囲 医薬部外品、化粧品及び医療用具について、承認又は法第12条、法第18条(法第 23条において準用する場合を含む。)若しくは法第22条の規定に基づき許可を受けた 販売名又は一般的名称以外の名称を使用しないものとする。

2 製造方法関係

医薬品等の製造方法について実際の製造方法と異なる表現又はその優秀性について事実に反する認識を得させるおそれのある表現をしないものとする。

- 3 効能効果、性能及び安全性関係
- (1) 承認を要する医薬品等についての効能効果等の表現の範囲

承認を要する医薬品等の効能効果又は性能(以下「効能効果等」という。)についての表現は、承認を受けた効能効果等の範囲をこえないものとする。

また、承認を受けた効能効果等の一部のみを特に強調し、特定疾病に専門に用いられる医薬品又は医療用具以外の医薬品又は医療用具について、特定疾病に専門に用いられるものであるかの如き誤認を与える表現はしないものとする。

- (2) 承認を要しない医薬品及び医療用具についての効能効果等の表現の範囲 承認を要しない医薬品及び医療用具の効能効果等の表現は、医学薬学上認められて いる範囲をこえないものとする。
- (3) 承認を要しない化粧品についての効能効果の表現の範囲 承認を要しない化粧品の効能効果についての表現は、昭和36年2月8日薬発第44 号都道府県知事あて薬務局長通知「薬事法の施行について」記「第1」の「3」の「(3)」 に定める範囲をこえないものとする。
- (4) 医薬品等の成分及びその分量又は本質並びに医療用具の原材料、形状、構造及び 寸法についての表現の範囲

医薬品等の成分及びその分量又は本質並びに医療用具の原材料、形状、構造及び寸法について虚偽の表現、不正確な表現等を用い効能効果等又は安全性について事実に 反する認識を得させるおそれのある広告をしないものとする。

(5) 用法用量についての表現の範囲

医薬品等の用法用量について、承認を要する医薬品等にあつては承認を受けた範囲を、承認を要しない医薬品、化粧品及び医療用具にあつては医学薬学上認められている範囲をこえた表現、不正確な表現等を用いて効能効果等又は安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告はしないものとする。

- (6) 効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止 医薬品等の効能効果等又は安全性について、具体的効能効果等又は安全性を摘示し て、それが確実である保証をするような表現はしないものとする。
- (7) 効能効果等又は安全性についての最大級の表現又はこれに類する表現の禁止 医薬品等の効能効果等又は安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現は しないものとする。
- (8) 効能効果の発現程度についての表現の範囲 医薬品等の速効性、持続性等についての表現は、医学薬学上認められている範囲を こえないものとする。
- (9) 本来の効能効果等と認められない表現の禁止

医薬品等の効能効果等について本来の効能効果等とは認められない効能効果等を 表現することにより、その効能効果等を誤認させるおそれのある広告は行わないもの とする。

- 4 医薬品等の過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告の制限 医薬品等について過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告は行わないもの とする。
- 5 医療用医薬品等の広告の制限
- (1) 医師若しくは歯科医師が自ら使用し、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用することを目的として供給される医薬品については、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとする。
- (2) 医師、歯科医師、はり師等医療関係者が自ら使用することを目的として供給される医療用具で、一般人が使用するおそれのないものを除き、一般人が使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのあるものについても(1)と同様にするものとする。
- 6 一般向広告における効能効果についての表現の制限

医師又は歯科医師の診断若しくは治療によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、医師又は歯科医師の診断若しくは治療によることなく治癒ができるかの表現は、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告に使用しないものとする。

7 習慣性医薬品の広告に付記し、又は付言すべき事項

法第50条第8号の規定に基づき厚生大臣の指定する医薬品について広告する場合には、習慣性がある旨を付記し、又は付言するものとする。

8 使用及び取扱い上の注意について医薬品等の広告に付記し、又は付言すべき事項 使用及び取扱い上の注意を特に換起する必要のある医薬品等について広告する場 合は、それらの事項を、又は使用及び取扱い上の注意に留意すべき旨を、付記し又は 付言するものとする。

ただし、ネオンサイン、看板等の工作物による広告で製造方法、効能効果等について全くふれない場合はこの限りではない。

9 他社の製品のひぼう広告の制限

医薬品等の品質、効能効果等、安全性その他について、他社の製品をひぼうするような広告は行わないものとする。

10 医薬関係者等の推せん

医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所その他医薬品等の効能効果等に関し、 世人の認識に相当の影響を与える公務所、学校又は団体が指定し、公認し、推せんし、 指導し、又は選用している等の広告は行わないものとする。ただし、公衆衛生の維持 増進のため公務所又はこれに準ずるものが指定等をしている事実を広告することが 必要な場合等特別の場合はこの限りでない。

- 11 懸賞、賞品等による広告の制限
- (1) ゆきすぎた懸賞、賞品等射こう心をそそる方法による医薬品等又は企業の広告は行わないものとする。
- (2) 懸賞、賞品として医薬品を授与する旨の広告は原則として行わないものとする。
- (3) 医薬品等の容器、被包等と引換えに医薬品を授与する旨の広告は行わないものとする。
- 12 不快、不安等の感じを与える表現の制限

不快又は不安恐怖の感じを与えるおそれのある表現を用いた医薬品等の広告は行わないものとする。

12の2 不快、迷惑等の感じを与える広告方法の制限

医薬品等について広告を受けた者に、不快や迷惑等の感じを与えるような広告は行わないものとする。

特に、電子メールによる広告を行う際は、次の方法によるものとする。

- (1) 医薬品販売業者等の電子メールアドレス等の連絡先を表示すること。
- (2) 消費者の請求又は承諾を得ずに一方的に電子メールにより医薬品等の広告を送る場合、メールの件名欄に広告である旨を表示すること。
- (3) 消費者が、今後電子メールによる医薬品等の広告の受け取りを希望しない場合、 その旨の意思を表示するための方法を表示するとともに、意思表示を示した者に対し ては、電子メールによる広告の提供を行ってはならないこと。
- 13 テレビ、ラジオの提供番組等における広告の取扱い
- (1) テレビ、ラジオの提供番組又は映画演劇等において出演者が特定の医薬品等の品質、効能効果等、安全性その他について言及し、又は暗示する行為をしないものとする。
- (2) テレビ、ラジオの子供向け提供番組における広告については、医薬品等について 誤つた認識を与えないよう特に注意するものとする。
- 14 医薬品の化粧品的若しくは食品的用法又は医療用具の美容器具的若しくは健康器 具的用法についての表現の制限

医薬品について化粧品的若しくは食品的用法を又は医療用具について美容器具的若しくは健康器具的用法を強調することによつて消費者の安易な使用を助長するような広告は行わないものとする。

15 医薬品等の品位の保持等

前各号に定めるもののほか、医薬品等の本質にかんがみ、著しく品位を損ない、若 しくは信用を傷つけるおそれのある広告は行わないものとする。

## ○医薬品等適正広告基準について

(昭和55年10月9日薬監第121号各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局 監視指導課長通知)

標記については、昭和55年10月9日薬発第1339号薬務局長通知をもつて通知されたところであるが、この基準のうち第3(基準)の運用に当たり留意すべき事項は左記のとおりであるので、御了知のうえ貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

記

# 1 「1 名称関係」について

広告の前後の関係等から総合的にみて医薬品等の同一性を誤認させるおそれがない場合において、販売名についてさらに略称又は愛称を使用することは差し支えないものとする。

また、形状、構造又は寸法の異なるものについて一品目として承認又は許可を受けた医療用具にあつては、承認書又は日本工業規格に記載された個々の型式名又は種類名を名称として使用することは差し支えないものとする。

## 2 安全性関係について

- (1) 基準「3—(4)」は、「天然成分を使用しているので副作用がない」、「誤操作 の心配のない安全設計」等のような表現を認めない趣旨である。
- (2) 「3—(5)」は、「いくらのんでも副作用がない」、「使用法を問わず安全である」等のような表現を認めない趣旨である。
- (3) 「3一(6)」は、「安全性は確認済」、「副作用の心配がない」等のような表現を認めない趣旨である。
- (4) 「3—(7)」は、「比類なき安全性」、「絶対安全」等のような表現を認めない 趣旨である。

# 3 「5 医療用医薬品等の広告の制限」について

- (1) 「医薬関係者以外の一般人を対象とする広告」とは、医事又は薬事に関する記事を掲載する医薬関係者向けの新聞又は雑誌による場合、その他主として医薬関係者を対象として行う場合(プロパーによる説明、ダイレクトメール、若しくは文献及び説明書等の印刷物(カレンダー、ポスター等医薬関係者以外の者の目につくおそれの多いものを除く。)による場合又は主として医薬関係者が参集する学会、講演会、説明会等による場合)以外の広告をいう。
- (2) 基準「5—(2)」に該当する医療用具としては、原理及び構造が家庭用電気治療器に類似する理学診療用器具等がある。
- 4 「6 一般向広告における効能効果についての表現の制限」について 「医師又は歯科医師の診断若しくは治療によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患」とは、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、糖尿病、高血圧、低血圧、心臓病、肝炎、

白内障、性病など一般大衆が自己の判断で使用した場合、保健衛生上重大な結果を招 くおそれのある疾病をいうものとする。

5 「8 使用及び取扱い上の注意について医薬品等の広告に付記し、又は付言すべ き事項」について

使用及び取扱い上の注意を特に喚起する必要のある医薬品等の範囲は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 医師若しくは歯科医師が自ら使用し、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用することを目的として供給される医薬品であって、添付文書等に使用上の注意の記載が必要なもの
  - (2) (1)以外の医薬品であつて、薬務局長通知により使用上の注意事項が定められたもの及び承認の際の条件として使用上の注意を記載するよう定められたもの
  - (3) 医薬部外品のうち次に掲げるもの
    - ア 殺虫剤(蚊取り線香を除く)
    - イ 染毛剤
    - ウ パーマネントウエーブ用剤
  - 6 「10 医薬関係者等の推せん」について

本項ただし書きの「特別の場合」とは、市町村がそ族昆虫駆除事業を行うに際し特定の殺虫剤等の使用を住民に推せんする場合、である。

なお、本項は美容師等が店頭販売において化粧法の実演を行う場合等を禁ずる趣旨ではない。

7 「14 医薬品の化粧品若しくは食品的用法又は医療用具の美容器具的若しくは健 康器具的用法についての表現の制限」について

「健康器具的用法」とはバイブレーター又は家庭用電気治療器を運動不足の解消のために用いる用法等をいう。

○薬事法における医薬品等の広告の該当性について (平成 10 年 9 月 29 日医薬監第 148 号都道府県衛生主管部(局)長あて 厚生省医薬安全局監視指導課長通知)

医薬品等の広告に係る監視指導については、薬事法第 66 条から第 68 条までの規定に基づき実施しているところであるが、近年、新聞、雑誌、テレビ等の従来の広告媒体に加えインターネットが普及しつつあり、情報伝達経路の多様化、国際化が進捗している。また、医薬品等がいわゆる「個人輸入」により国内に輸入され、その輸入手続きに介在する輸入代行業者の広告の中にも医薬品等について取り扱われている状況が散見される。

薬事法における医薬品等の広告の該当性については、かねてより、下記のいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断しているので、ご了知の上、今後とも薬事法に基づく広告の監視指導について、よろしくご配慮を煩わせたい。

記

顧客を誘引する(顧客の購入意欲を昂進させる)意図が明確であること 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること

一般人が認知できる状態であること

者道府県 各 (保健所設置市 ) 衛生主管部(局)長 殿 特別区

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

# 医療機器の広告について

医療機器の広告については、薬事法(昭和35年法律第145号)及び「医薬品等適正広告基準について」(昭和55年10月9日付け薬発第1339号厚生省薬務局長通知) (以下「適正広告基準」という。)によりその適正化に努めてきたところである。

今般、適正広告基準別紙第3(基準)「5 医療用医薬品等の広告の制限」の運用 に当たり、下記のとおり留意すべき事項を整理したので、ご了知のうえ貴管下関係機 関への周知方お願いしたい。

記

適正広告基準別紙第3 (基準)「5 医療用医薬品等の広告の制限」について「5-(2)」の「一般人が使用するおそれのないもの」とは、薬事法施行規則 (昭和35年厚生省令第1号)第93条第1項の規定に基づく設置管理医療機器及び特定の資格者(例えば、医師、歯科医師、診療放射線技師等)しか扱うことができない医療機器である。

O 医薬品等適正広告基準について(昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1339 号 各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知) 抜粋

別紙 医薬品等適正広告基準

第3(基準)

- 5 医療用医薬品等の広告の制限
- (1)医師若しくは歯科医師が自ら使用し、又はこれらの者の処方せん若 しくは指示によつて使用することを目的として供給される医薬品につ いては、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものと する。
- (2)医師、歯科医師、はり師等医療関係者が自ら使用することを目的として供給される医療用具で、一般人が使用するおそれのないものを除き、一般人が使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのあるものについても(1)と同様にするものとする。
- 医薬品等適正広告基準について(昭和55年10月9日薬監第121号各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局監視指導課長通知) 抜粋
- 3 「5 医療用医薬品等の広告の制限」について
- (1)「医薬関係者以外の一般人を対象とする広告」とは、医事又は薬事に関する記事 を掲載する医薬関係者向けの新聞又は雑誌による場合、その他主として医薬関係者 を対象として行う場合(プロパーによる説明、ダイレクトメール、若しくは文献及 び説明書等の印刷物(カレンダー、ポスター等医薬関係者以外の者の目につくおそ れの多いものを除く。)による場合又は主として医薬関係者が参集する学会、講演 会、説明会等による場合)以外の広告をいう。
- (2)基準「5—(2)」に該当する医療機器としては、原理及び構造が家庭用電気治療器に類似する理学診療用器具等がある。

(参考2)

○薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器 (平成十六年九月十四日厚生労働省告示第三百三十五号)

薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器 薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器は、薬 事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(平成十六年厚生 労働省告示第二百九十七号)のうち、別表に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的 とされているものを除く。)とする。

#### 別表

- 1 中心循環系アフターローディング式ブラキセラピー装置
- 2 中心循環系手動式放射線ブラキセラピー装置
- 3 KTP レーザ
- 4 PDT エキシマレーザ
- 5 PDT 半導体レーザ
- 6 X線CT組合せ型線形加速器システム
- 7 X線CT組合せ型粒子線治療装置
- 8 X 線透視型体内挿入式結石機械破砕装置
- '9 アルゴン・クリプトンレーザ
- 10 アルゴンレーザ
- 11 アレキサンドライトレーザ
- 12 エキシマレーザ
- 13 エキシマレーザ血管形成器
- 14 エルビウム・ヤグレーザ
- 15 クリプトンレーザ
- 16 コンビネーション型ハイパサーミアシステム
- 17 ダイオードレーザ
- 18 ネオジミウム・ヤグレーザ
- 19 ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ
- 20 パルスホルミウム・ヤグレーザ
- 21 ヘリウム・カドミウムレーザ
- 22 ホルミウム・ヤグレーザ
- 23 マイクロ波ハイパサーミアシステム
- 24 ルビーレーザ
- 25 レーザハイバサーミアシステム
- 26 压縮波結石破砕装置
- 27 一酸化炭素レーザ
- 28 液体加温ハイバサーミアシステム

- 29 遠隔照射式治療用放射性核種システム
- 30 遠隔照射式治療用放射性核種システム向け輸郵探知器
- 31 眼科用 PDT レーザ装置
- 32 眼科用パルスレーザ手術装置
- 33 眼科用レーザ角膜手術装置
- 34 眼科用レーザ光凝固・パルスレーザ手術装置
- 35 眼科用レーザ光凝固装置
- 36 血液照射装置
- 37 高圧酸素患者治療装置
- 38 高周波式ハイパサーミアシステム
- 39 高周波病変ジェネレータ
- 40 色素・アレキサンドライトレーザ
- 41 色素レーザ
- 42 腎臓ウォータージェットカテーテルシステム
- 43 生体組織内 X 線治療装置
- 44 線形加速器システム
- 45 多人数用透析液供給装置
- 46 体外式結石破砕装置
- 47 体内式衝擊波結石破砕装置
- 48 体内様入式レーザ結石破砕装置
- 49 体内插入式結石穿孔破砕装置
- 50 体内挿入式超音波結石破砕装置
- 51 休内挿入式電気水圧衝撃波結石破砕装置
- 52 炭酸ガスレーザ
- 53 超音波式ハイパサーミアシステム
- 54 定位放射線治療用加速器システム
- 55 定位放射線治療用放射性核種システム
- 56 銅蒸気レーザ
- 57 非線形加速器システム
- 58 非中心循環系アフターローディング式ブラキセラピー装置
- 59 非中心循環系手動式放射線ブラキセラピー装置
- 60 微小火粱挿入式結石破砕装置
- 61 病原体不活化・減少システム
- 62 放射性医薬品合成設備
- 63 放射線治療シミュレータ
- 64 放射線治療計画用 X 線 CT 装置
- 65 粒子線治療装置
- 66 罹<sup>9</sup>患象牙<sup>げ</sup>質除去機能付レーザ
- 67 RI 動態機能検査装置
- 68 X線CT診断装置キセノンガス管理システム
- 69 X線 CT組合せ型 SPECT 装置
- 70 X 線 CT 組合せ型ポジトロン CT 装置
- 71 X線CT組合せ型循環器X線診断装置
- 72 X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ
- 73 アーム型 X 線 CT 診断装置

- 74 アナログ式口外汎<sup>はん</sup>用歯科 X 線診断装置
- 75 アナログ式口内汎<sup>はん</sup>用歯科 X 線診断装置
- 76 アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影 X 線診断装置
- 77 アナログ式歯科用パノラマ X 線診断装置
- 78 エチレンオキサイドガス滅菌器
- 79 コンピューテッドラジオグラフ
- 80 人体回転型全身用 X 線 CT 診断装置
- 81 デジタル式口外汎<sup>はん</sup>用歯科 X 線診断装置
- 82 デジタル式口内汎<sup>はん</sup>用歯科 X 線診断装置
- 83 デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影 X 線診断装置
- 84 デジタル式歯科用パノラマ X 線診断装置
- 85 フィルム藍取式デジタルラジオグラフ
- 86 ポータブルアナログ式乳房用 X 線診断装置
- 87 ポータブルアナログ式汎口ル用 X 線診断装置
- 88 ポータブルアナログ式汎<sup>はん</sup>用 X 線透視診断装置
- 89 ポータブルアナログ式汎<sup>は</sup>ル用一体型 X 線診断装置
- 90 ポータブルアナログ式汎は4用一体型 X 線透視診断装置
- 91 ポータブルデジタル式乳房用 X 線診断装置
- 92 ポータブルデジタル式汎<sup>はん</sup>用 X 線診断装置
- 93 ポータブルデジタル式汎<sup>は</sup>人用 X 線透視診断装置
- 94 ポータブルデジタル式汎<sup>はル</sup>用一体型 X 線診断装置
- 95 ポータブルデジタル武汎<sup>はん</sup>用ー体型 X 線透視診断装置
- 96 ポータブル診断用 X 線発生装置
- 97 ポータブル診断用一体型 X 線発生装置
- 98 ポジトロン CT 組合せ型 SPECT 装置
- 99 移動型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置
- 100 移動型アナログ式乳房用 X 線診断装置
- 101 移動型アナログ式汎<sup>はん</sup>用 X 線診断装置
- 102 移動型アナログ式汎<sup>はん</sup>用 X 線透視診断装置
- 103 移動型アナログ式汎<sup>はん</sup>用一体型 X 線診断装置
- 104 移動型アナログ式汎<sup>はん</sup>用一体型 X 線透視診断装置
- 105 移動型アナログ式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置
- 106 移動型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置
- 107 移動型デジタル式乳房用 X 線診断装置
- 108 移動型デジタル式汎<sup>はん</sup>用 X 線診断装置
- 109 移動型デジタル式汎<sup>はん</sup>用 X 線透視診断装置
- 110 移動型デジタル式汎<sup>はん</sup>用一体型 X 線診断装置
- 111 移動型デジタル式汎<sup>はん</sup>用一体型 X 線透視診断装置
- 112 移動型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置
- 113 移動型診断用 X 線発生装置
- 114 移動型診断用一体型 X 線発生装置
- 115 永久磁石式循環器用 MR 装置
- 116 永久磁石式全身用 MR 装置
- 117 永久磁石式頭部,四肢用 MR 装置
- 118 永久磁石式乳房用 MR 装置

- 119 液体用高圧蒸気滅菌器
- 120 核医学データ処理装置
- 核医学診断用キセノンガス管理システム
- 核医学診断用ポジトロン CT 装置
- 核医学診断用リング型 SPECT 装置
- 核医学診断用移動型ガンマカメラ
- 核医学診断用検出器回転型 SPECT 装置
- 核医学診断用据置型ガンマカメラ
- 核医学診断用直線型スキャナ
- 気脳造影用 X 線診断装置
- 強酸性電解水生成装置
- 胸・腹部集団検診用 X 線診断装置
- 胸・腹部集団検診用一体型 X 線診断装置
- 胸部集団検診用 X 線診断装置
- 胸部集団検診用一体型 X 線診断装置
- 甲状腺<sup>th</sup>摂取率測定用核医学装置
- 135 骨放射線吸収測定装置
- 136 殺菌水製造装置
- 137 歯科矯正用ユニット
- 138 歯科集団検診用パノラマ X 線撮影装置
- 歯科小児用ユニット
- 歯科用オプション追加型ユニット
- 141 歯科用ユニット
- 手術用ナビゲーションユニット
- 除染・滅菌用洗浄器
- 常電導磁石式循環器用 MR 装置
- 常電導磁石式全身用MR装置
- 146 常電導磁石式頭部·四肢用 MR 装置
- 常電導磁石式乳房用 MR 装置
- 診断用多方向 X 線断層撮影装置
- 診断用直線 X 線断層撮影装置
- 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- 据置型アナログ式乳房用X線診断装置
- 据置型アナログ式汎は4用 X 線診断装置
- 据置型アナログ式汎<sup>はん</sup>用 X 線透視診断装置
- 据置型アナログ式汎はA用一体型 X 線診断装置
- 据置型アナログ式汎<sup>はん</sup>用一体型 X 線透視診断装置
- 据置型アナログ式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置
- 据麗型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- 据置型デジタル式乳房用X線診断装置
- 据置型デジタル式汎はA用X線診断装置
- 160 据置型デジタル式汎<sup>11</sup>4用 X 線透視診断装置
- 161 据置型デジタル式汎<sup>はん</sup>用一体型 X 線診断装置
- 162 据置型デジタル式汎<sup>はん</sup>用一体型 X 線透視診断装置
- 163 据置型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置

- 164 据置型診断用 X 線発生装置
- 165 据置型診断用一体型 X 線発生装置
- 166 全身用 X 線 CT 診断装置
- 167 全身用エレクトロンビーム X線 CT 診断装置
- 168 多相電動式造影剤注入装置
- 169 単一エネルギー骨 X 線吸収測定一体型装置
- 170 単一エネルギー骨 X 線吸収測定装置
- 171 单相電動式造影剤注入装置
- 172 超電導磁石式循環器用 MR 装置
- 7173 超電導磁石式全身用 MR 装置
- 174 超電導磁石式頭部·四肢用 MR 装置
- 175 超電導磁石式乳房用 MR 装置
- 176 電子管出力読取式デジタルラジオグラフ
- 177 頭蓋がい計測用 X 線診断装置
- 178 頭蓋がい計測用一体型 X 線診断装置
- 179 二重エネルギー骨 X 線吸収測定一体型装置
- 180 二重エネルギー骨 X 線吸収測定装置
- 181 乳房撮影組合せ型 X 線診断装置
- 182 部位限定 X 線 CT 診断装置
- 183 腹部集団検診用 X 線診断装置
- 184 腹部集団検診用一体型 X 線診断装置
- 185 包装品用高压蒸気滅菌器
- 186 放射線薬剤投与装置
- 187 未包装品用高压蒸気滅菌器
- 188 予防歯科用ユニット
- 189 X 線管支持床支持台
- 190 X線自動露出制御器
- 191 X線透視診断装置用電動式患者台
- 192 X 線透視診断装置用非電動式患者台
- 193 X 線被爆低減装置
- 194 X 線平面断層撮影装置用電動式患者台
- 195 X 線平面断層撮影装置用非電動式患者台
- 196 カラム手術台システム
- 197 ディスクリート方式臨床化学自動分析装置
- 198 ブッキー装置
- 199 フローサイトメータ
- 200 フロー方式臨床化学分析装置
- 201 ベッドサイド X 線診断装置用電動式患者台
- 202 ベッドサイド X 線診断装置用非電動式患者台
- 203 ラジオイムノアッセイ用装置
- 204 遺伝子解析装置
- 205 遠心方式臨床化学分析装置
- 206 加速装置用電動式患者台
- 207 加速装置用非電動式患者台
- 208 架台式手術用顕微鏡

- 209 蛍光像シネ撮影 X 線透視画像記録装置
- 210 血液型分析装置
- 212 血栓分析装置
- 213 酵素分析装置
- 214 酵素免疫测定装置
- 215 歯科診査・治療用チェア
- 216 自動 X 線フィルムチェンジャ
- 217 手術用顕微鏡
- 218 手術用照明器
- 219 循環器 X 線診断装置用電動式患者台
- 220 循環器 X 線診断装置用非電動式患者台
- 221 天井取付け式 X 線管支持器
- 222 電動式 X 線治療台
- 223 電動式ブラキセラピー治療台
- 224 電動式遠隔照射治療台
- 225 電動式中性子治療台
- 226 乳房 X 線診断装置用電動式患者台
- 227 乳房 X 線診断装置用非電動式患者台
- 228 汎<sup>はん</sup>用 X 線診断装置用電動式患者台
- 229 汎<sup>tt A</sup>用 X 線診断装置用非電動式患者台
- 230 非電動式 X 線治療台
- 231 非電動式ブラキセラピー治療台
- 232 非電動式遠隔照射治療台
- 233 非電動式中性子治療台
- 234 壁取付け式 X 線管支持器
- 235 免疫蛍光分析装置
- 236 免疫発光測定装置
- 237 免疫比濁分析装置
- 238 粒子計測免疫測定装置
- 239 体外衝撃波疼とう痛治療装置
- 240 放射線治療装置用シンクロナイザ
- 改正文 (平成一七年三月一一日厚生労働省告示第七七号) 抄

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)

第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。

# 都道府県薬務主管部(局)相談窓口一覧

平成27年10月現在

都道府県名	部署名	郵便番号	住所	TEL	平成27年10月現在 HPアドレス
1 北海道	保健福祉部 医療薬務課 医務薬務グループ	060-8588	札幌市中央区北三条西6丁目	011-204-5265	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ivk/yakumu.htm
2 青森県	健康福祉部 医療薬務課 薬務指導グループ (	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9289	http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/yakumu.html
3 岩手県	保健福祉部 保健福祉企画室	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5419	http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=344&ik=3&pnp=17&pnp=60&pnp=344
4 宮城県	保健福祉部 薬務課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2652	http://www.pref.mivagi.jp/soshiki/yakumu/
5 秋田県	健康福祉部 医務薬事課	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1401	http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/00000000000011000000000982/index.html
6 山形県	健康福祉部健康福祉企画課 薬務担当	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2332	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090001/yakumu-tantou/
7 福島県	保健福祉部 薬務課	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7232	http://www.oms.pref.fukushima.jp/pop_portal/PortalServlet.jesssionid=11203EC594498D8BF63CBD336FF1FAFB*DISPLAY.ID=DIRECT&NEXT.DISPLAY.ID=U000004&CONTENTS.ID=10750
8 茨城県	保健福祉部 薬務課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-3384	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/division/index.html
9 栃木県	保健福祉部 薬務課	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3119	http://www.pref.tochigi.lg.jp/e08/
10 群馬県	健康福祉部 薬務課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2661	http://www.pref.gunma.jp/07/d5000016.html
11 埼玉県	保健医療部 薬務課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3625	http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/h08/
12 千葉県	健康福祉部 薬務課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2621	http://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/
13 東京都	福祉保健局 健康安全部 薬務課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-4511	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/anzen/yakumu/
14 神奈川県	保健福祉局 生活衛生部 薬務課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-4967	http://www.pref.kanagawa.jp/div/1505/
15 新潟県	福祉保健部 医務薬事課 薬務係	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5187	http://www.pref.niigata.lg.jp/iyaku/1191169854080.html
16 富山県	厚生部くすり政策課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3233	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1208/index.html
17 石川県	健康福祉部 薬事衛生課 薬事麻薬グループ	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1442	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/
18 福井県	健康福祉部 医薬食品・衛生課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0354	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/index.html
19 山梨県	福祉保健部 衛生薬務課 薬務担当	400–8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1491	http://www.pref.vamanashi.jp/eisei-vkm/
20 長野県	衛生部 薬事管理課	380-8570	長野市大字南長野幅下692-2	026-235-7157	http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/yakumu/kashokai.htm
21 岐阜県	健康福祉部 薬務水道課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8285	http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/yakumu/
22 静岡県	健康福祉部 生活衛生局 薬事課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2411	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujisidou/mayaku/
23 愛知県	健康福祉部 健康担当局 医薬安全課 薬事グループ 4	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6303	http://www.pref.aichi.jp/iyaku/

	都道府県名	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
24	三重県	健康福祉部 薬務感染症対策課 薬事班	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2330	http://www.pref.mie.lg.jp/yakumus/
25	滋賀県	健康福祉部 医務薬務課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3630	http://www.pref.shiga.lg.jp/e/imuvakumu/index.html
26	京都府	健康福祉部 薬務課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4786	http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/070/index.html
27	大阪府	健康医療部 薬務課	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目-1-22本館1階	06-6944-6699	http://www.pref.osaka.jp/yakumu/
28	兵庫県	健康福祉部 健康局 薬務課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3268	https://web.pref.hyogo.lg.jp/yakumu/index.html
29	奈良県	医療政策部 薬務課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8670	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=18089
30	和歌山県	福祉保健部 健康局 薬務課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2661	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050400/050400.html
31	鳥取県	福祉保健部 健康医療局 医療指導課 薬事担当	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7203、 7226	http://www.pref.tottori.lg.jp/68957.htm
32	島根県	健康福祉部 薬事衛生課	690-0887	松江市殿町128番地(県庁東庁舎)	0852-22-5260	http://www.pref.shimane.lg.jp/yakujieisei/
33	岡山県	保健福祉部 医薬安全課 薬事衛生班	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7340	http://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/
34	広島県	健康福祉局 薬務課 薬事グループ	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3222	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/
35	山口県	健康福祉部 薬務課 薬事班	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3020	http://www.pref.vamaguchi.lg.jp/cms/a15400/index/
36	徳島県	保健福祉部 薬務課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2234	http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/yakumuka/
37	香川県	健康福祉部 薬務感染症対策課 薬事指導グループ	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3299	http://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/yakujinotice/iyaku/yakujishido.htm
38	愛媛県	保健福祉部 薬務衛生課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2390	http://www.pref.ehime.jp/h25300/h25300.html
39	高知県	健康政策部 医事薬務課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-21	088-823-9682	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/
40	福岡県	保健医療介護部 薬務課 薬事係	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3284	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4400500.html
41	佐賀県	健康福祉本部 薬務課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7082	http://www.pref.saga.lg.jp/web/soshiki-ichiran/kenkoufukushi/yakumu.html
42	長崎県	福祉保健部 薬務行政室	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-895-2469	http://www.pref.nagasaki.jp/section/yakumu/index.html
43	熊本県	健康福祉部(健康局) 薬務衛生課 薬事班	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2242	http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/
44	大分県	福祉保健部 薬務室	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-2650	http://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/
45	宮崎県	福祉保健部 医療薬務課	880-8501	字崎市橘通東2-10-1	0985-26-7055	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/soshiki/fukushi/iryoyakumu.html
46	鹿児島県	保健福祉部 薬務課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2806	http://www.pref.kagoshima.jp/ab02/soshiki/hoken/honcho/yakumu.html
47	沖縄県	福祉保健部 薬務疾病対策課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2215	http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/yakumu/index.html